

第1回 三次市地域公共交通会議

平成20年9月30日

三次市

目 次

- 1 本会議の概要
 - (1) 設置目的
 - (2) 本会議の仕組みと協議事項等

- 2 三次市の乗合旅客運送事業の状況
 - (1) 現状
 - (2) 課題

- 3 報告事項
 - (1) 三次市生活交通中期プラン事業実施状況について
 - (2) 芸陽バス退出に伴う代替交通手段について
 - (3) 甲山・上下線等の廃止について

- 4 協議事項
 - (1) 広域幹線交通対策「甲奴・三次線」の運行について
 - ア 利用者ニーズについて
 - イ 運行ルート・時刻設定及び運行事業者の選定等について
 - ウ 料金（運賃）設定について
 - (2) 平成21年度三次市民バス運行委託業務について
 - ア 三次市民バス運行委託業務の経過
 - イ 平成21年度三次市民バス運行委託業務方針（案）について
 - ウ 運行事業者の選定等について
 - (3) 「甲奴・三次線」及び「三次市民バス」の受託に係る許可基準の緩和措置について
 - ア 最低車両数について
 - イ 使用車両の併用について

- 5 その他
 - (1) 今後のスケジュール等について

1 本会議の概要

(1) 設置目的

地域の公共交通は、JR線・路線バスを中心とした複数の市町を結ぶ広域路線（定時定路線運行）が中心となり、その役割を担っていましたが、近年のモータリゼーション進展や人口の都市集中が進み、地方の路線バス利用者が減少、さらに乗合バス事業の需給調整規制の緩和が平成14年2月に実施されたことに伴い、民間事業者による路線維持が困難な赤字路線からの撤退が容易になったことによって既存路線からの退出・廃止等の動きが加速しています。

また、過疎化の進行、予想をはるかに超える少子高齢化といった背景を受け、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンド交通など地域の実情に応じた生活移動手段、公共輸送サービスの需要は高まる傾向にあります。

このような状況下、本市では、平成16年度に合併後の新たな公共交通に関する「三次市生活交通体系実施計画」を策定し、日常生活の地域内輸送を担う「市民バス」、「市民タクシー」と主に広域・幹線輸送を担う「路線バス」や「JR線」の役割分担を明確にするとともに平成19年3月には、中山間地である本市の公共交通を「生活交通の確保」と「事業の採算性」という重要な命題の中で、必要な時に安心して便利に利用できる利便性と効率的な生活交通環境の実現をめざすため、「三次市生活交通中期プラン」を策定、具体的な事業を推進してきました。

一方、国では地方、とりわけ中山間地域、過疎地域での自ら移動手段を持たない高齢者等の生活手段である地域公共交通への多様な輸送ニーズ対応、旅客の利便及び輸送の安全の向上を図るため、乗合旅客の輸送に係る規制の適正化、自家用自動車による有償旅客輸送制度の創設等を趣旨として平成18年10月道路運送法の一部を改正する法律が施行され、地域の需要に即した乗合輸送サービスの運行形態等について協議を行う協議会組織の設置が規定されました。

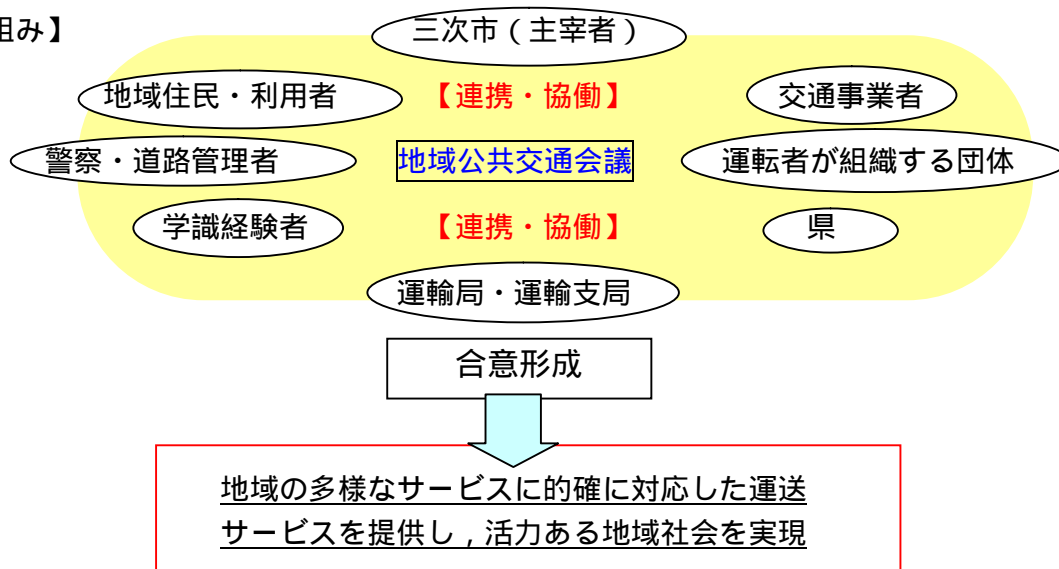
本市においても、この趣旨に基づき市内における旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した公共交通、輸送サービスの提供に必要な事項を協議いただくため、「三次市地域公共交通会議」を設置するものです。

(2) 本会議の仕組みと協議事項等

道路運送法の一部改正（平成18年10月1日施行）

- 一般乗合旅客自動車運送事業の対象範囲の拡大
- ・定期定路線以外の乗合運送についても「一般乗合旅客自動車運送事業」に分類
- ・自家用自動車による有償旅客運送登録制度の創設
- ・NPO法人やボランティア組織等による過疎地・福祉有償運送の制度化

【仕組み】



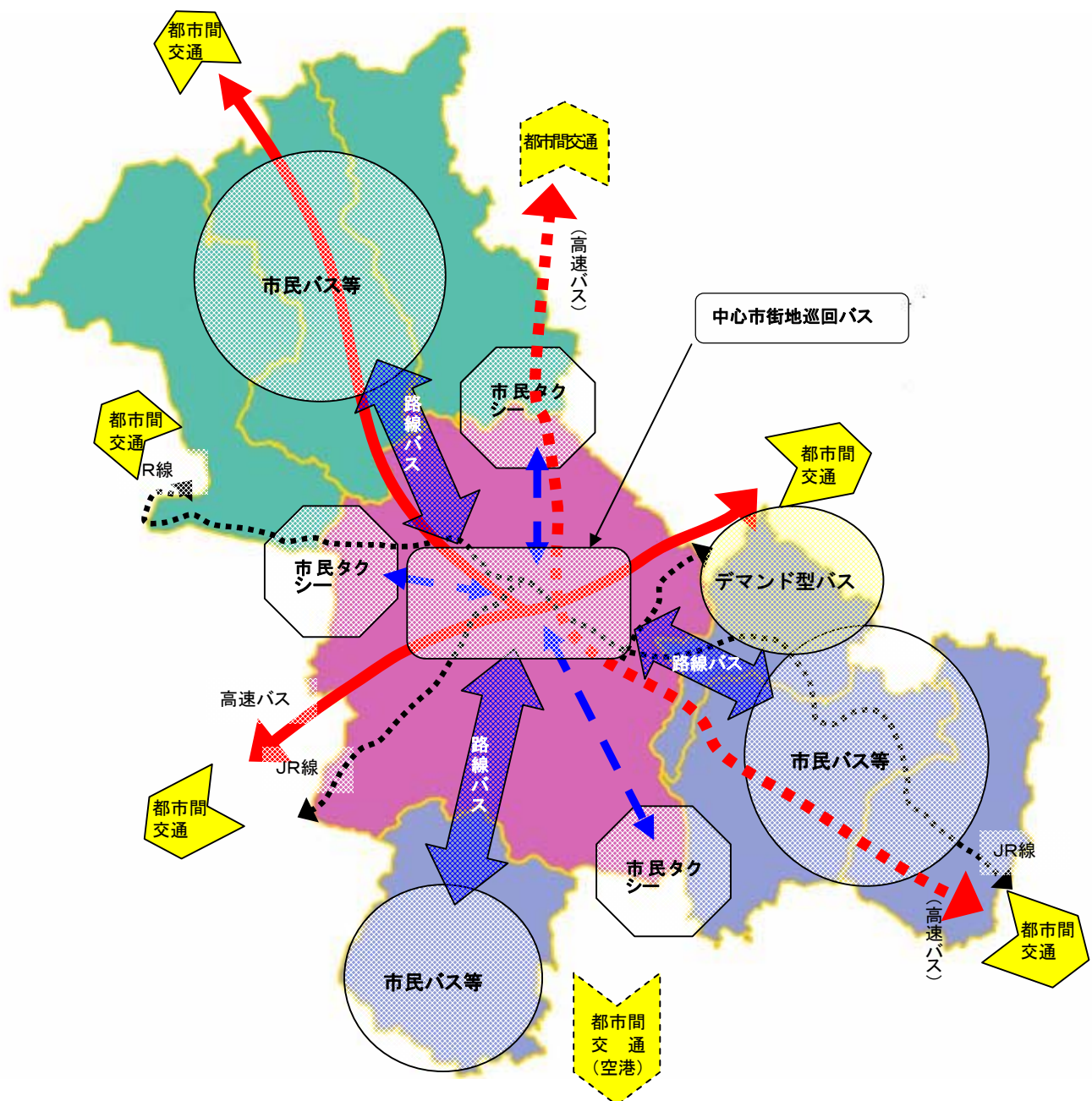
【協議事項】

地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様，運賃，料金等に関する事。市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。交通会議の運営方法，その他交通会議が必要と認める事。

2 三次市の乗合旅客運送事業の状況

平成19年3月に策定された「三次市生活交通中期プラン」にて、各エリア内における各種乗合旅客運送等の機能と役割分担を明確にしています。

乗合旅客種別	役割
路線バス	広域・幹線輸送機能
JR線	
市民バス デマンド型バス (旧町村エリア)	地域内の輸送機能，路線バスへの接続機能 (合併前の福祉・スクール・通所バス機能を統合したバス)
市民タクシー (旧三次市エリア)	地域内の輸送機能



(1) 現状

ア 乗合旅客事業

(平成19年度実績)

種別	運行主体等	内容	補助・委託額	利用者等
路線定期運行	・備北交通 ・中国バス ・芸陽バス ・十番交通	市内59系統	94,061千円	
(三次市民バス)	・君田交通 ・十番交通 ・三和タクシー ・甲奴タクシー	市内42系統	51,001千円	40,678人/年
区域運行 (三良坂デマンド)	・三次広域商工会	2エリア	5,476千円	6,199人/年

イ その他の運送

(平成19年度実績)

種別	運行主体等	内容	補助・委託額	利用者等
市民タクシー制度	・4利用組合	運賃の1/2補助	680千円	1,352人/年
(参考資料) スクールバス	・三次市	市内5地域 11路線	27,816千円	5小学校 2中学校
(参考資料) 通所バス	・三次市	市内3地域	20,169千円	4保育所

(2) 課題

ア 路線バス(路線定期運行)

平成14年2月に施行された、需給調整規制の緩和により、事業廃止について、事前届出制となったことから、不採算路線からの撤退が容易になっています。

社会情勢の変化等により利用者が減少したことから、国や県の補助要件を満たさない路線が三次市の大きな財政負担となっています。

イ 市民バス(路線定期運行)

過疎化の進行や少子高齢化の進展を受け、地域や利用者のニーズは、年々、多様化しています。

巡回便においては、地域内を細部にわたって運行することから、JR線や路線バスといった幹線交通機関への接続が不十分な経路があります。

導入時の需要と現在の需要や実態に合わない経路やダイヤが設定されている路線があります。

ウ デマンド型バス(区域運行)

利用者数により、運行時間が変化するため、幹線交通機関へのアクセスなどにおいて利便性の確保が不十分な面があります。

エ 市民タクシー

平成19年度において、利用要件の緩和や利用組合への事務費等の助成を創設したところですが、現状では利用組合が減少しており、一層のPRが必要です。

3 報告事項

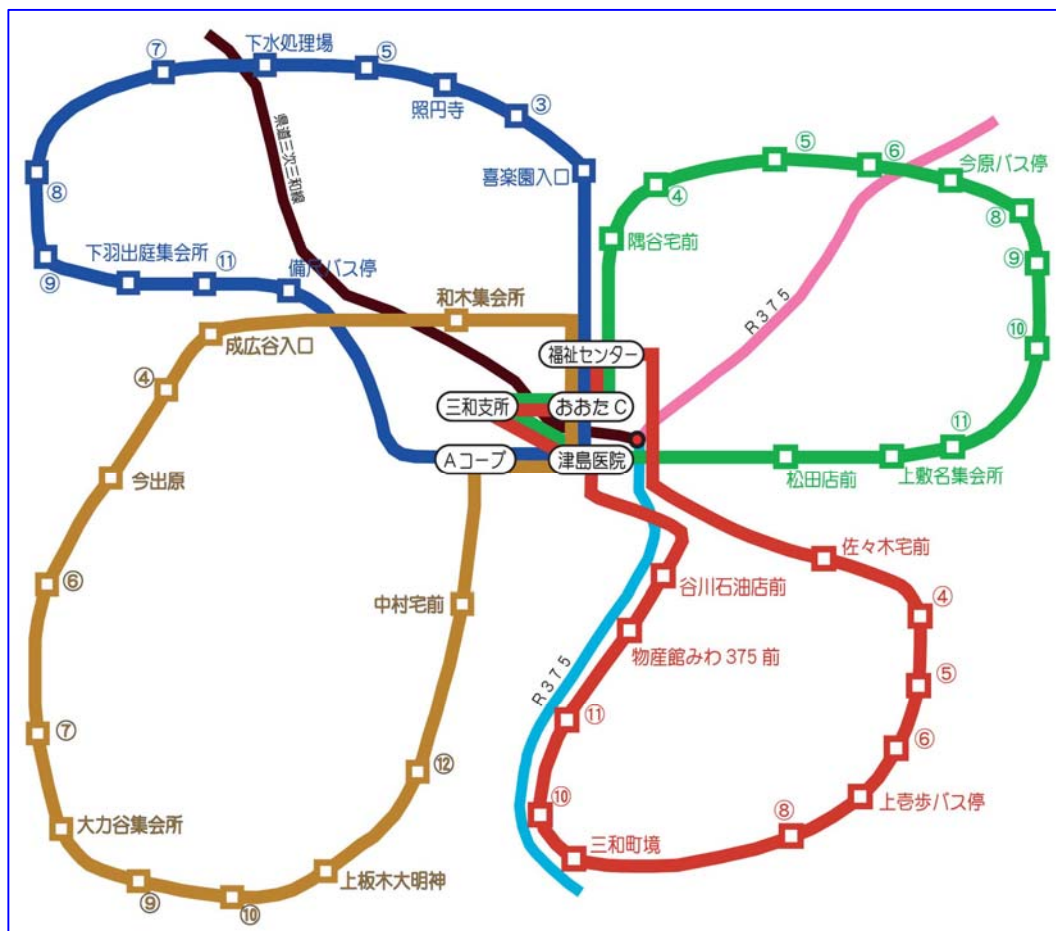
(1) 三次市生活交通中期プラン事業実施状況について

ア 地域内生活交通

(ア) 三次市民バス

三和町線を平成 20 年 6 月から，各地域週 1 便だった運行回数を週 2 便とし，町内の移動手段の充実を図りました。

また，朝便が三和支所を経由するように運行経路についてもその形態の一部見直しを行い，利便性を高めました。



【三次市民バス三和町線 路線図】

(イ) 市民タクシー

週 1 回，5 人以上での利用であった補助要件を週 2 回（上限）とし，2 人以上で利用できるよう，ニーズに沿った要件の緩和を行うとともに，連絡調整や通信費などの事務経費への支援を行うなど，より利用しやすい制度に改めました。

(ウ) デマンド型バス

運営主体である三次広域商工会，運行業者，地域がさらに運用改善策や利用促進策等に主体的な工夫と意欲を持って取り組むことができるよう，インセンティブ枠を設け，サービス向上・商店街等地域活性化策のための費用が確保できる制度に改めました。

イ 広域幹線交通

(ア) 運行基準（平均乗車密度 1 人未満の路線の廃止）

次のバス路線については，平成 21 年 3 月末をもって廃止となる予定です。

路線名	系統名	便数	平成 19 年度 平均乗車密度	運行事業者
甲山-上下	甲山-甲奴-上下駅	平日 0.5 回	0.8	中国バス
	上下駅-甲奴-東駐在所	平日 0.5 回	0.7	
	東駐在所-甲奴-上下駅	平日 0.5 回	1.0	
	世羅中病-甲奴-上下駅	平日 0.5 回	0.1	

(イ) 広島空港路線の開設

市の産業部（観光部局）で調査検討が行われる予定です。

ウ 車両・交通ターミナル機能

(ア) 車両のバリアフリー化

三次市民バスやデマンド型バスの運行に供している車両の改良に対する補助金制度を設け，運行事業者の負担を軽減し，改良を促進することにより，高齢者や子どもが安全，便利に利用できる生活交通の環境づくりを行っています。



三次市民バス吉舎町線で運行している
車両に導入された補助ステップ

エ 環境・観光振興及び商業施設等との連携

(ア) 環境

今年度，エコ対策及びバリアフリー車両の導入を促進するため，国の補助規定に沿って国・県及び関係自治体と協調し，低床ノンステップ型優良ハイブリットバス購入を支援する予定です。



導入が計画されている
バス車両（HINO 社製）

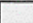

(2) 芸陽バス退出に伴う代替交通手段について

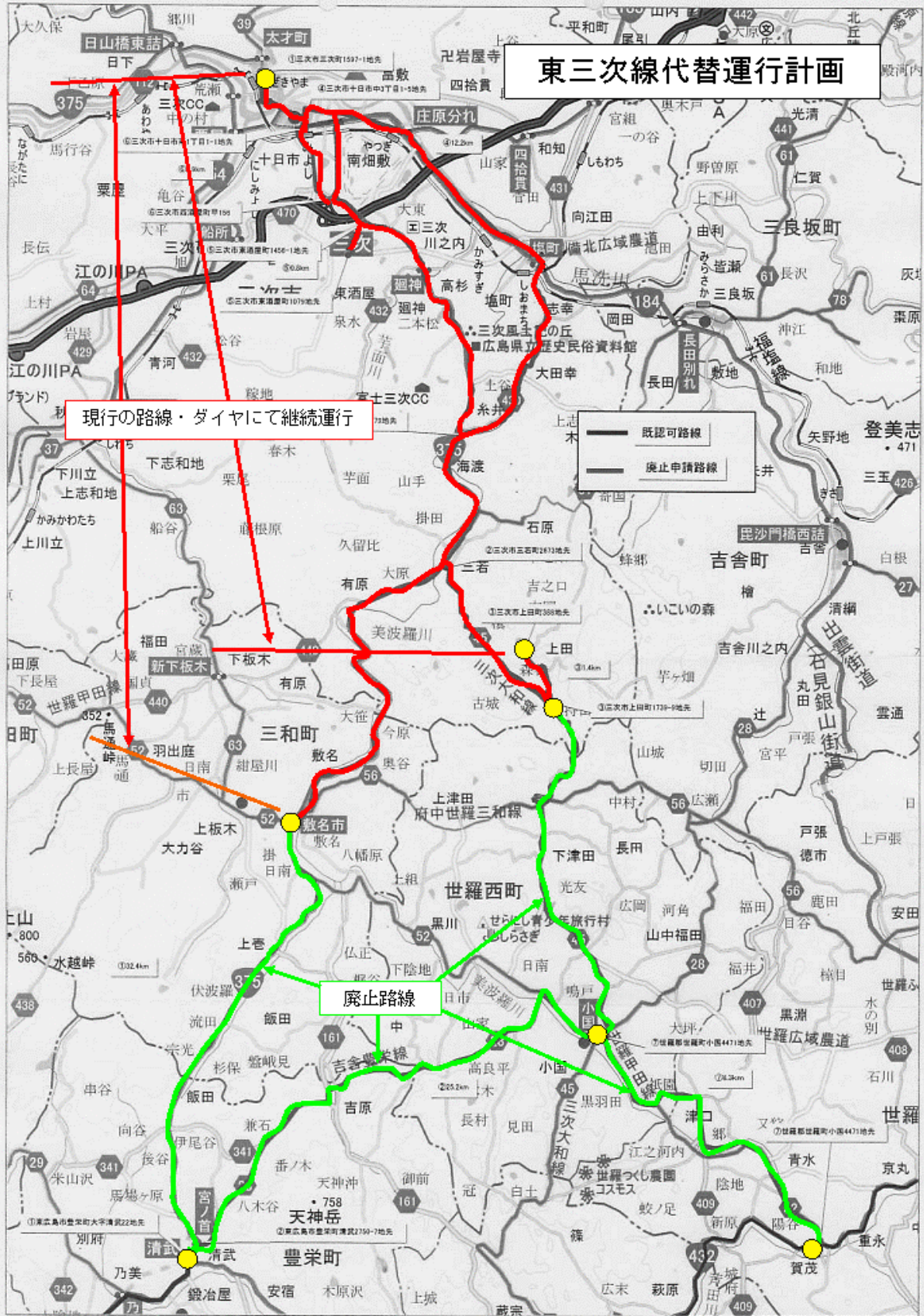
時 期	項 目	内 容
1. 平成 19 年 9 月	芸陽バスから 広島県生活交通対策協議会へ退出届け 関係市町(三次市・東広島市・世羅町) へも届出	平成 19 年 9 月末で東三次線等 廃止
2. 平成 19 年 10 月	広島県及び関係市町協議	平成 20 年 3 月末までの延期を 依頼 芸陽バス：了承
3. 平成 20 年 6 月	広島県及び関係市町協議	関係市町の方針を確認 (東広島市) 路線存続が望しいが、廃止と なる場合は、福祉バスの見直 し運行を行い対応したい。 (世羅町) 利用は少なく、町内完結デマ ンド交通を拡充しており、廃 止はしかたがない。
4. 平成 20 年 9 月	芸陽バス退出確認	東広島市と芸陽バス本社にて 面談し、退出意向の最終確認 (9 月 26 日に運輸局へ路線廃 止届け提出)
	世羅町へ協議内容報告 関係機関・学校への報告及び調整	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(市の考え方)</p> <p>三和町及び旧三次市東部地域(川西・田幸・神杉)の中学生のスクール便や通勤者、通院者の移動手段として重要な路線と考えています。</p> </div>		
【代替計画】 (P 10 路線図参照)	市域内を路線バスにより、継承運行 現行の路線ダイヤ(時刻)により運行 平成 21 年 4 月 1 日運行スタート	

東三次線代替運行計画

現行の路線・ダイヤにて継続運行

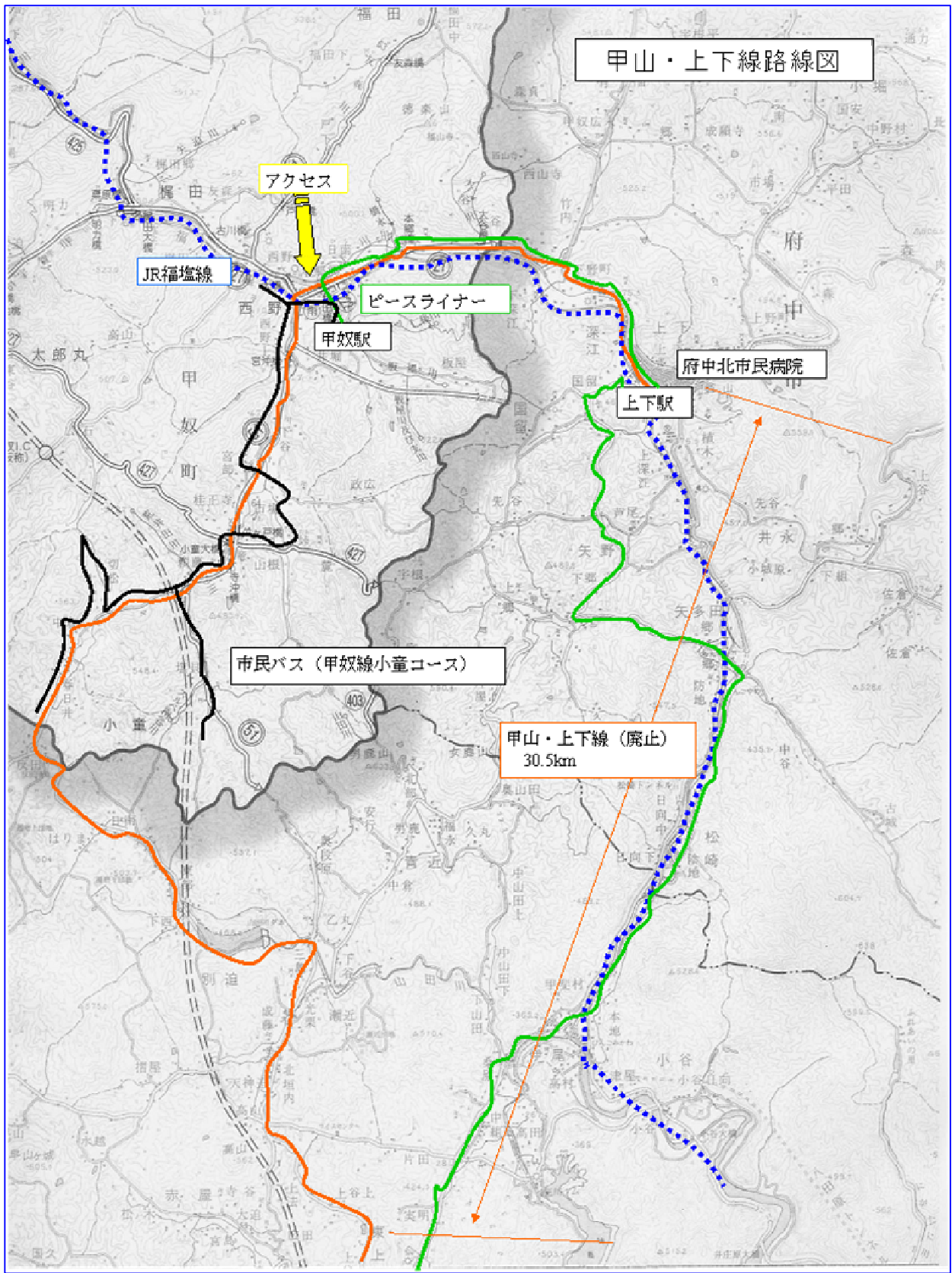
廃止路線

 既認可路線
 廃止申請路線



(3) 甲山・上下線等の廃止について

時 期	項 目	内 容
1. 平成 20 年 2 月	世羅町から同路線について廃止協議 (三次市・府中市)	平成 20 年 9 月末で廃止
2. 平成 20 年 3 月	府中市が路線廃止を同意	
3. 平成 20 年 5 月	同路線利用者実態調査(甲奴支所)	甲奴町から府中北市民病院等 への通院者を確認
	世羅町・府中市に対し, 路線存続に向け ての再協議	【回答】 (世羅町) 町内全域をデマンド型交通で 対応する計画であり, 重複す る路線については, 廃止して いる。 (府中市) 路線バスの見直しを行ってお り, 同路線は府中市内では 2 系統ある。また利用もないこ とから, 廃止やむなし。
4. 平成 20 年 7 月	甲奴町振興協議会連合会へ経過説明 路線廃止実施日延長の協議 ・住民周知や代替案検討が必要である。	平成 21 年 3 月末に実施日延期 を世羅町・府中市との了承
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(市の考え方) 協調して支援していた市町が廃止とすることから, 本市単独での路線維持は困難であ る。</p> </div>		
5. 平成 20 年 9 月	関係市町連名で広島県へ廃止の届出	
【代替計画】 (P 12 路線図参照)	現行の三次市民バスのダイヤを変更し対応 (JR 福塩線やピースライナーへの接続) 市内で各種医療が受けられるよう, 新路線を開設	平成 21 年 4 月 1 日運行スタート



4 協議事項

(1) 広域幹線交通対策「甲奴・三次線」の運行について

合併以降、唯一甲奴町のみ三次市街地、市立三次中央病院へのバスによる直行便がなく、通勤・通学者、通院者の移動が不便であり、移動手段は、自家用車やJR線によるものとなっています。

JR福塩線は、ダイヤ編成が福山市・府中市の利用者を重点においたものになっており、毎年、福塩線対策協議会を通じて西日本旅客鉄道株式会社岡山支社にダイヤ改正等の要望を行っておりますが、特に朝の便は、実質的に通勤・通学の利用に不便な状況となっています。

こうした状況や多くの要望から、甲奴・三次間での試験運行を行い、甲奴町住民や沿線住民のニーズを把握し、効率的で利便性の高いバス路線の開設を目指します。

ア 利用者ニーズについて

(ア) 市立中央病院来院者数（平成19年度実績）

外来患者数（甲奴町から）		
老人（70歳以上）	1,401人	3.8人/日
一般（その他）	2,051人	5.6人/日
計	3,452人	9.4人/日

(イ) 甲奴町在住高校生の通学者数（三次市内のみ：H20.4月調査）

高校名(所在地, 最寄駅)	3年生	2年生	1年生	計
三次(南畑敷, 八次駅)	5人	4人	9人	18人
三次青陵(塩町, 塩町駅)	2人	0人	1人	3人
日彰館(吉舎, 吉舎駅)	10人	6人	12人	28人

イ 運行ルート・時刻設定及び運行事業者の選定等について

(ア) 「甲奴・三次線」公共交通導入試験運行事業者募集要項（概要）

.....別紙資料6

ウ 料金（運賃）設定について

既存路線の甲山・三次線の運賃との整合性を図りながら、可能な限り低料金で利用いただける価格設定が必要です。

(資料) 既存路線バス（中国バス）、JR福塩線の運賃

路線バス（甲山・三次）		JR福塩線	
甲山～三次駅	1,280円	甲奴駅～三次駅	570円
甲山～市立三次中央病院	1,230円	甲奴駅～塩町駅	480円
吉舎～三次駅	870円	甲奴駅～吉舎駅	230円
吉舎～市立三次中央病院	780円		

「甲奴・三次線」公共交通導入試験運行想定路線



(2) 平成21年度三次市民バス運行委託業務について

ア 三次市民バス運行委託業務の経過

三次市民バス業務は、三次市が交通不利地域の住民、あるいは高齢者や児童、学生の交通手段を確保するために設営する運送業務であり、住民の生命身体の安全や日常生活の維持に直接影響する業務であることが認められ、この点を鑑みれば、本件業務の委託先の実績、運行管理体制、緊急時の対応策等を勘案して、当初の運行業者に委託することがその行政目的を達成する上で妥当であるとの考えから、平成17年度に選定した事業者を平成18年度、19年度とも運行実績等の評価を基に、「三次市民バス運行業務委託業者選定委員会」において審査、選定を行ってきました。

なお、平成20年度の事業者選定については、事業者が提出する運行業務調査票と、実際に市民バスに乗車して実施した「利用者ヒアリング調査」の結果を基に、選定委員会で審査、評価を行い、運行事業者を選定し、いずれも随意契約により業務委託を行っています。

イ 平成21年度三次市民バス運行委託業務方針（案）について

(ア) 三次市民バスは、地域の日常生活に欠かせない「地域生活公共交通」であるといった観点から、従前どおり、「巡回便」、「スクール便」及び「保育所通所便」の3形態混在の委託業務とします。

(イ) 委託期間は、3年間とします。

【理由】	
競争性	車両、車庫、人材の確保など初期投資を必要とする業務であり、要した費用を複数年で回収することが可能となることから、新規参入機会を付与することができ、競争性の向上が期待できる。
継続・安定性	単年契約よりも、車両や人員などの運行業務体制を維持することが容易になる。

(ウ) 平成21年度三次市民バス路線計画について

巡回便については、現行の路線・ダイヤを基本とし、スクール便・通所便については、利用者実態に合わせた路線設定及び車両台数を配置します。

ただし、次のことを検討課題とし、契約期間中に変更を行うことがあります。

本年度実績及び平成21年度4月から概ね3ヶ月程度の利用状況により、利用者が非常に少ない路線やダイヤ（平均乗車数1人未満）については、廃止を含め、見直しを行います。

新たな要望については、路線毎の経路及び所要時間等を検討し、柔軟に対応するものとします。

- a . 君田町線 (巡回便)
 - b . 布野町線 (巡回便・スクール便)
 - c . 作木町線 (巡回便・スクール便・通所便)
 - d . 吉舎町線 (巡回便・スクール便)
 - e . 三和町線 (巡回便・スクール便・通所便)
 - f . 甲奴町線 (巡回便・スクール便・通所便)
- } 別紙資料 7

ウ 運行事業者の選定等について

- (ア) 三次市民バス運行委託業務事業者募集要項 (概要) 別紙資料 8

(3) 「甲奴・三次線」及び「三次市民バス」の受託に係る許可基準の緩和措置について

ア 最低車両数について

「1 営業所毎の最低常用車 2 両及び予備車両 1 両の配置とする。」

イ 使用車両の併用について

「他事業・態様での使用車両の併用は可能とする。」

5 その他

(1) 今後のスケジュール

	20 9	10	11	12	21 1	2	3	4	備考
三次市公共交通会議	第1回会議 募集概要 の検討等		第2回会議 選定業者 検討・承認		第3回会議				
選定委員会	●選定委員会(応募要綱)		●選定委員会(選考等)						
甲奴・三次間公共交通試験運行	募集		覚書		審査：運輸局			試験運行 後の検証	
三次市民バス運行委託業務	募集		契約締結		審査：運輸局			各エリア の実状に 沿った路 線の見直 し	
その他	9月議会 H20～H22 債務負担行為補正承認				広報・周知等				

(次回開催予定)

<p>第2回 三次市地域公共交通会議 とき 月 日() 時 ところ みよしまちづくりセンター</p>
